

## 各種手続における押印の見直し方針

手続の簡素化及び利便性の向上を図るため、各種手続において求めている押印について、その必要性について検証し、見直しを実施する。

## 1 用語の定義

印鑑	登記印	法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑。 <b>代表者印</b>
	登録印	①印鑑登録制度において登録した印鑑。 <b>実印</b> ②銀行口座開設時に届け出た印鑑。 <b>銀行印</b> ③その他特定の手続で使用するものとして登録した印鑑
	認印	印鑑登録を要しない印鑑（種類を問わない）。 <b>三文判や角印</b>
手続	行政手続	住民や事業者から提出される申請等
	内部手続	行政内部の手続（会計手続、人事手続等。会計手続には、契約等の住民や事業者との間の手続も含む。）
その他	法令等	法律、政令、省令、告示、通知等
	条例等	条例、規則、規程、要綱、要領等
	署名	文書に自分の氏名を自署すること。
	記名	文書に印刷、代筆、ゴム印等によって自分の氏名を記載すること。

## 2 手続の分類ごとの対応

## (1) 国の法令等により押印が求められているもの

- ・国において、令和2年中に政省令等の改正が行われ、令和3年の通常国会で一括法の提案が予定されている。
- ・改正法等の施行の際には、所管省庁から関係する地方公共団体に対して施行通知、事務連絡等が発出されるため、これらに従った対応を行う。

## (2) 都道府県の条例など外部の機関から押印が求められているもの

- ・都道府県等における押印見直しの動向を把握したうえで、必要な対応を行う。

 (3) 市の条例等や慣行により押印を求めているもの

- ・押印を求める趣旨の合理性の有無、代替手段の有無等により、押印の見直しについて検討する（下記「3 押印見直しの判断基準」参照）。

### 3 押印見直しの判断基準

#### 基準①：押印を求める趣旨の合理性の有無

押印を求める趣旨として、以下3点が挙げられるため、その合理性をそれぞれ検討することで押印の見直しを行う。

#### 【押印が求められている趣旨】

趣旨	判断のポイント
本人確認 (文書作成者の真正性担保)	本人確認の手法は、多数存在する(基準②参照)。
文書作成の真意確認	本人確認がされた“本人”からの申請があった事実があれば、真意は確認できている。
文書内容の真正性の担保	内容の真正性は、押印のみによって評価されるわけではなく、手続全体として評価される。

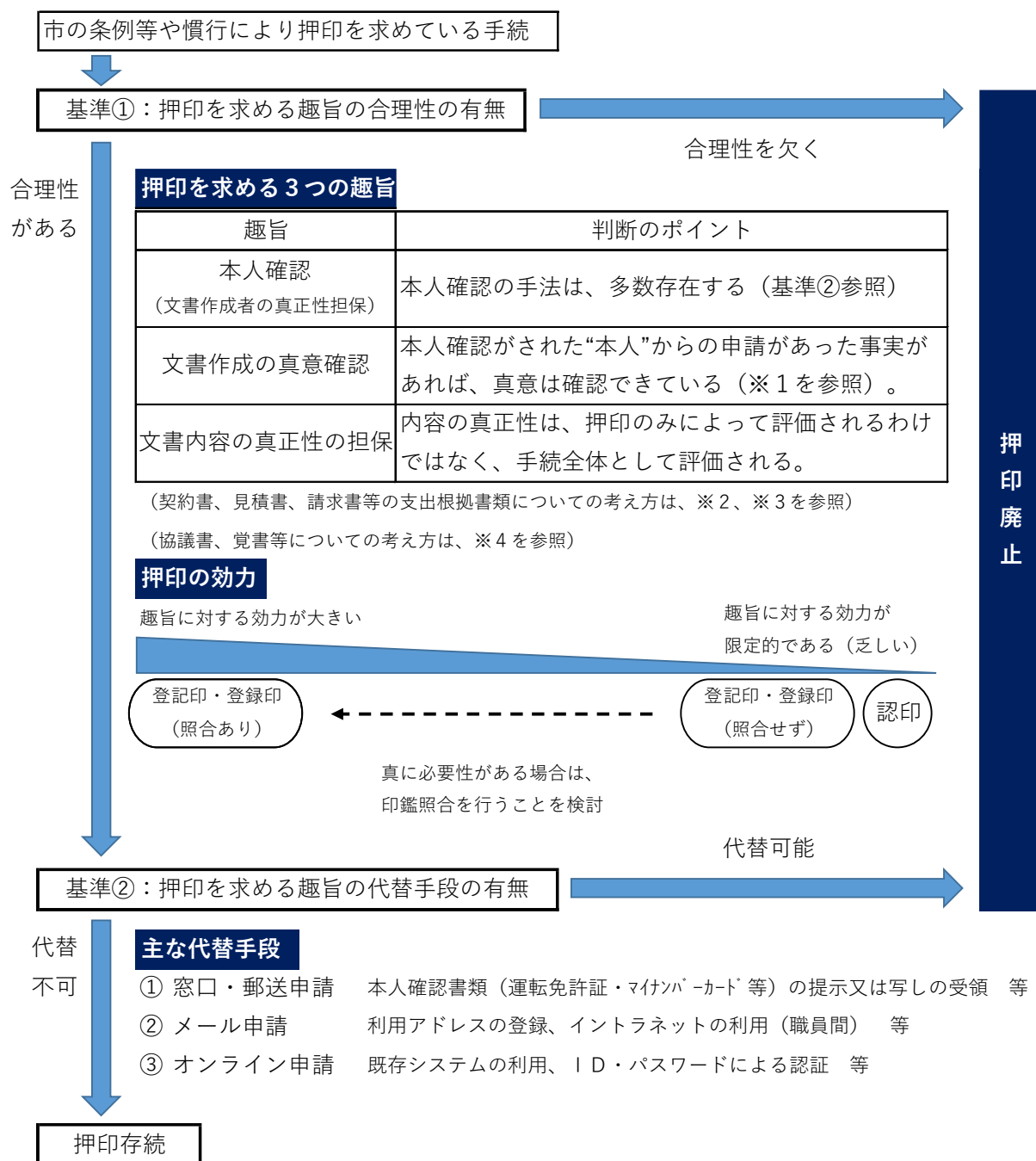
- ・ 登記印又は登録印によらない押印は、本人確認の手段としての効果は小さくなく、認印については、行政手続、内部手続に関わらず、押印を求める趣旨の合理性が乏しいと考えられるため、契約書、見積書、請求書等(以下「契約書等」という。)の支出根拠書類を除き、原則として押印を廃止する。
- ・ 登記印又は登録印の押印を求めているものであっても、印鑑証明書の提出を求めているため印鑑照合を行うことができない場合は、押印を見直す(制度の趣旨から厳格な確認が必要と考えられる場合は、印鑑証明書の提出を求める。)
- ・ 印鑑証明書の提出を求めている手続で必要以上に求めているものがある場合は、印鑑証明書の提出を求める手続そのものを見直す。

#### 基準②：押印を求める趣旨の代替手段の有無

基準①に記載した押印を求める趣旨を代替する手段を検討することで、押印見直しを行う。

主な代替手段としては、本人確認書類の提示又は写しの受領、実地調査の実施、既存システムの利用等によるID・パスワードによる認証、利用アドレス登録を行ったeメールからの受信等が想定される。

【押印見直しの判断フロー】



※1：本人確認・文書作成の真意確認の考え方

国の押印見直しに係る考え方として、実質的証拠力や文書の証拠価値は、押印のみによって評価されるわけではなく、文書の成立経緯を裏付ける資料などの証拠全般により判断されるものであって、形式的証拠力の観点からも押印による推定(文書の真正性 民事訴訟法第228条)は限定的であるという見解が示されている。また、文書作成の真意確認のための押印については、本人確認がなされている場合には、三文判が自由に手に入る世の中において、あまり意味をなさないとも言われている。

今回の押印の見直しを行う際には、認印や、印鑑照合を行わない登記印・登録印による押印の効果は限定的であるという前提に立って本当に本人確認が必要であるか改めて検討し、必要な場合は、代替方法を検討することが重要である。また、文書作成の真意確認は、窓口での申請かオンラインによる申請に関わらず、本人確認を経た申請がなされれば良いものと考えられる。

#### ※2：契約書等の支出根拠書類についての押印の考え方

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により、地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合は、契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないこととされている。

国においては、今般の見直しで、法的安定性を図る観点から、直接収入又は支出の原因となる契約の最終的な意思確認文書である契約書への記名押印は廃止しないこととする一方、契約書以外の見積書、請求書、領収書等については押印を不要とした。

契約書以外の見積書、請求書、領収書等については、債務を履行する担保として厳格に解する必要があるため、現時点では押印見直し対象としないこととするが、国においては、今般の見直しでこれらについて押印を不要としたため、今後、本市においても、国の取組に準じた対応を引き続き検討する必要がある。

#### ※3：見積書、請求書、領収書等の支出根拠書類の押印見直しに係る対応

支出根拠書類の押印見直しに係る対応については、今般の国の取組に準じた場合、ID・パスワードによる認証を経たオンライン対応や利用アドレス登録を行ったeメールによる書類の提出等により行うことが想定される。また、入札参加者に対して印鑑を登録させ、支出根拠書類の印鑑と照合している場合についても、その手法自体について検証することも考えられる。

#### ※4：協議書、覚書等の押印の考え方

協議書、覚書等については、契約書としての性質を備えている場合には、押印を存続することとする。

### 4 手続の実態把握

- ・市民、事業者等が市に対して提出する申請書等については、令和2年11月に調査を行い、リスト化をしているところであるが、現時点の国の動向等を踏まえ、リストの時点更新を行う。
- ・前回調査は、内部手続（会計関係、人事関係）を対象外としていたが、今回は、内部手続についても対象に含め、手続のリスト化を行う。

### 5 押印見直しの検討

「3 押印見直しの判断基準」に基づき各課で検討を行い、提出された検討結果を総務課で精査し、疑義照会や再検討依頼を通じ、押印が存続する手続を可能な限り減らす。

### 6 押印の廃止

- ・条例を根拠とするものについては、当該押印を求める申請書等の件数、事務処理の負担等を踏まえ、適切な時期に条例改正を行う。
- ・規則、規程等を根拠とするものについては、見直しについての検討結果の取りまとめが済み次第、個々の例規を個別に改正するのではなく、総務課起案で特例規則等を制定し、できるものから、順次、押印を廃止する（市長部局以外は、市長部局に準じた

対応を行う。)

- ・ 其他要綱等を根拠とするものについては、担当部局がそれぞれ改正作業を行う。

## 7 その他

- ・ 電算システムにより帳票を出力する事務等については、システムの更新の時期に合わせて、効率的に押印の見直しを行うことができるものとする。
- ・ 会計手続については、債務を履行する担保として厳格に解する必要があるため、その対応を引き続き、慎重に検討することとする。
- ・ 国マニュアルにおいては、「署名の見直し」についても言及されているが、「押印の見直し」と「署名の見直し」を同時並行的に進めた場合、窓口担当課を中心に混乱が生じることも予想されるため、署名の見直しについては、押印の見直しの進捗状況を踏まえ、別途検討することとする。